

使用料・手数料の適正化に係る 基本方針【2024改訂】

INDEX

1	経緯	1
2	見直しのポイント	2
3	使用料の見直し	3
4	手数料の見直し	9

1 経緯

平成元年に消費税（3%）が導入され、その後、平成9年に5%、平成26年に8%、そして令和元年10月に10%に引き上げられました。平成28年に「使用料・手数料等の適正化に係る基本方針」を策定し、使用料の見直しに取り組みましたが、長らく停滞する経済状況の中、所得増加が見込まれず、実質可処分所得が減少していることを踏まえ、使用料の見直しは市民生活に少なからず影響が生じることや、近隣自治体の状況も考慮して見送られてきました。

一方で、近年の新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻などの社会情勢の変化によるエネルギー価格の高騰が、光熱水費や原材料費など市民サービスに係る経費の増加に影響を与えています。現在は、給与水準も徐々に上昇してきており、これまで見送られてきた使用料の見直しを進め、市民サービスに係る経費と受益者負担の均衡を図る時期と考えます。

今後、社会情勢の変化に適応しながら持続可能な行政運営を行っていくうえでは、使用料や手数料の適正化や公共施設駐車場の有料化など市有財産を有効に活用し、財源の確保に取り組む必要があることから、当該基本方針を改訂し、使用料と手数料の見直しを図っていきます。

2 見直しのポイント

下記の3つの視点に基づき、使用料と手数料の見直しを実施します。

1. 受益と負担に係る公平性を考慮し、見直しを行います。

2. 市民サービスに係る経費の増額分を考慮し、見直しを行います。

3. 近隣市の状況を考慮し、適正な価格を設定します。

3 使用料の見直し（基本的な考え方）

1. 改定の是非（妥当性）

- 平成27年度の施設の運営経費との比較、近隣市や民間の類似施設等との料金水準の比較、試算額と現行料金との乖離状況等を総合的に勘案し、妥当性を見極めたうえで、改定の是非を行政経営課が決定します。

2. 改定額

- 試算額を上限とし、近隣市や民間の類似施設の料金との比較や現行料金から変動幅を考慮し、必要な調整を図ったうえで、施設所管課が改定額を決定します。

3. 改定時期

- 使用料の改定は、原則、令和7年度に実施することとします。ただし、指定管理者制度を導入している施設であって、利用料金との調整を要する施設にあっては、行政経営課と協議のうえ、計画的に改定時期を決定します。
- 各施設の使用料の改定案をもとに、令和7年度からの施設使用料（歳入）及び指定管理料（歳出）に対し、改定分を反映させた予算措置を行います。

3 使用料の見直し（改定までの手続き）

市民アンケート

使用料の見直しの検討に当たり、施設の運営経費に対する受益者負担のあり方について、市民アンケートを実施します。

施設所管課との
ヒアリング

行政経営課による試算額を基に、施設所管課とのヒアリングを実施し、使用料の見直しを行う施設、改定額及び改定時期を検討します。

行財政改革推進会議

行財政改革推進会議に使用料の見直しを行う施設、改定額及び改定時期を諮り、その妥当性について審議・確認を行います。

市議会への報告

行財政改革推進会議での審議結果を市議会に報告します。

改定手続き

条例改正、関係団体等との調整、利用者への周知などの使用料の見直しに向けた手続きを行います。

※なお、使用料の改定は、5年ごとを目途に見直しを検討することとします。

3 使用料の見直し（具体的事項：対象施設）

令和5年10月に「公共施設の収支計算表」を公表した31施設のうち、使用料を徴収することが好ましくない施設を除くものを見直し対象とします。

1	市民会館	8	農村環境改善センター	15	公民館（指定管理3館）
2	サンパーク奥富 （市民健康文化センター）	9	社会福祉会館	16	博物館
3	市民センター	10	サピオ稲荷山 （ふれあい健康センター）	17	市民総合体育館
4	コミュニティセンター	11	智光山公園（テニスコート、こども動物園、釣り場、キャンプ場）	18	地域スポーツ施設 （狭山台体育館・プール）
5	狭山市駅西口駐車場	12	公園（新狭山、狭山台中央、上奥富運動、鶉ノ木運動、堀兼・上赤坂）	19	武道館
6	地域新事業創出基盤施設 （インキュベーションセンター21）	13	富士見集会所	20	入曽地域交流センター
7	産業労働センター	14	公民館（直営7館）		

※使用料を徴収することが好ましくない施設（老人福祉センター宝荘、老人福祉センター寿荘、老人福祉センター不老荘、総合子育て支援センター、狭山台児童館、広瀬児童館、中央児童館、水野児童館、急患センター、保健センター、中央図書館、狭山台図書館）

※老人福祉センターの60歳未満の者並びに60歳以上の本市及びダイア4市以外の者の利用は有料

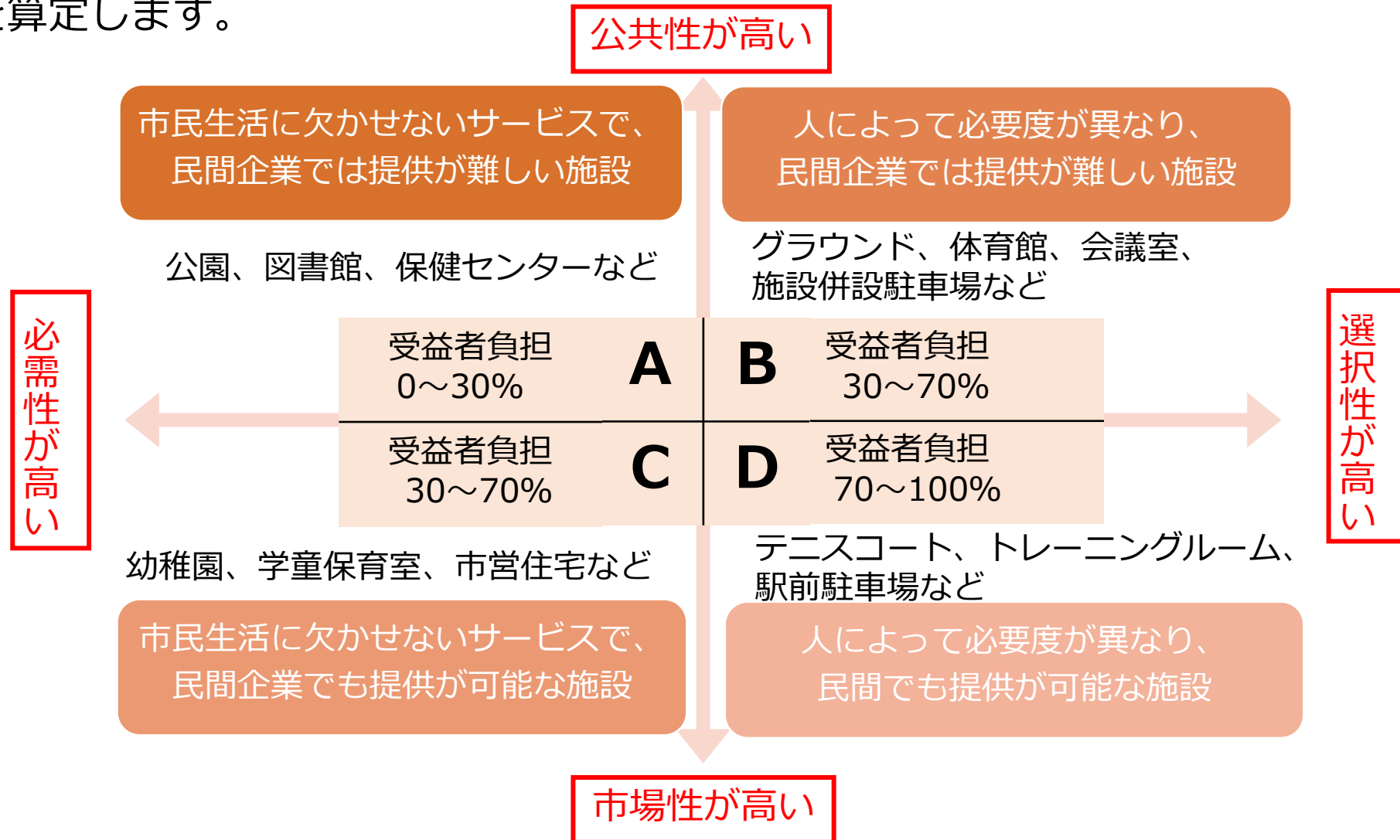
3 使用料の見直し（具体的事項：使用料の試算①）

- ・施設の運営経費と受益者負担の割合をもとに、使用料の額を行政経営課において試算します。
- ・受益者負担の割合については、次ページの図表により各施設を分類し、サービスの性質や実態について施設所管課とのヒアリングを実施し、施設ごとに負担割合を決定します。
- ・類似する施設での負担割合にばらつきが出ないように均衡を図ります。

項目	内容
人件費	人件費（施設運営にかかる職員・スタッフの経費、会計年度任用職員報酬等）
管理運営費	需用費（光熱水費、消耗品費、印刷製本費、修繕料等）
	役務費（通信運搬費、手数料等）
	委託料（管理委託料、保守・清掃等の委託料等）
	使用料・賃借料（機器のリース料、土地使用料等）
その他経費	その他経費（上記に当てはまらない経費）

3 使用料の見直し（具体的事項：使用料の試算②）

サービスの性質（必需性）やサービスの実態（公共性、市場性）により、受益者負担の割合を算定します。



3 使用料の見直し（具体的事項：使用料の試算③）

試算額については、下記の算定方法により算出します。

【使用料（貸室）の算定例】 ◇ 1時間あたりの使用料を算出します。

$$\text{使用料} = \text{施設の運営経費} \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{貸出可能面積}} \times \frac{1\text{時間}}{\text{年間貸出可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$$

(例)

$$\text{使用料} = 4,000\text{万円} \times \frac{50\text{m}^2}{1,000\text{m}^2} \times \frac{1\text{時間}}{2,000\text{時間}} \times 50\% = 500\text{円}$$

【使用料（個人利用施設）の算定例】 ◇ 1人1回あたりの使用料を算出します。

$$\text{使用料} = \text{施設の運営経費} \times \frac{1\text{人}}{\text{年間利用可能人数}} \times \text{受益者負担割合}$$

(例)

$$\text{使用料} = 2,000\text{万円} \times \frac{1\text{人}}{40,000\text{人}} \times 50\% = 250\text{円}$$

※施設の運営経費については、施設全体の経費のうち貸室及び個人利用施設に係る経費とします。

4 手数料の見直し（基本的な考え方）

1. 受益者負担の考え方

- 手数料は、特定の市民のために提供する行政サービスに要する経費相当額を徴収するものであることから、受益者負担の割合は、100%を原則とします。
- ただし、近隣市をはじめとする県内自治体等との均衡に配慮します。

2. 適正な手数料の算定（試算）

- 財政課が行う事務手数料算定調査により算定します。
- 原価（サービスの提供に要する経費）の算定に含める費用は、次のとおりとします。

項目	内容
人件費	直接人件費（サービスの提供にかかる職員の経費、会計年度任用職員報酬等）
管理運営費	需用費（光熱水費、消耗品費、印刷製本費、修繕料等）
	役務費（通信運搬費、手数料等）
	委託料（管理委託料、保守・清掃等の委託料等）
	使用料・賃借料（機器のリース料、土地使用料等）
その他経費	その他経費（上記に当てはまらない経費）

4 手数料の見直し（改定までの手続き）

見直し対象手数料



手数料の試算



改定額



改定時期

令和5年5月1日に証明書等（住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書、市民税・県民税納税証明書）のコンビニ交付手数料を200円から150円に減額したことを踏まえ、今後、コンビニ交付をより推進していくためにも、これらの窓口交付手数料を見直し対象とします。

証明書等の発行に係る事務経費と受益者負担の割合をもとに、手数料の額を財政課において試算します。

試算額を上限とし、近隣市等の料金との比較や現行料金からの変動幅を考慮し、必要な調整を図ったうえで、手数料所管課が改定額を決定します。

改定すべき適切な時期を手数料所管課が決定し、条例改正を財政課が行います。

※その他の手数料についても、事務経費に係る調査に基づき、受益者負担の観点や県内自治体等の動向も踏まえながら、見直しの検討を進めていきます。